

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	JUKI株式会社	コード	6440
提出日	2024/2/22	異動(予定)日	2024/3/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	長崎 和三	社外取締役	○														○		有
2	堀 裕	社外取締役	○														○		有
3	渡辺 淳子	社外取締役	○							△									有
4	二瓶 ひろ子	社外監査役	○							△									有
5	竹中 稔	社外監査役	○														○	新任	有
6	米山 貴志	社外監査役	○														○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		<社外取締役として選任する理由> 長崎和三氏は、製造業の経営者としての豊富な経験及び知識並びに企業経営に関する高い見識と監督能力を背景に、客観的かつ確かな助言と意思決定の役割が期待でき、社外取締役として適任であると判断いたしました。 <独立役員に指定する理由> 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2		<社外取締役として選任する理由> 堀 裕氏は、弁護士として長年培われた専門的な法律知識及び実業界における他社の取締役経験から、コンプライアンス面をはじめ企業経営における的確な助言と意思決定の役割が期待でき、社外取締役として適任であると判断いたしました。 <独立役員に指定する理由> 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	渡辺淳子氏は、当社の主要な借入先である株式会社みずほ銀行(旧富士銀行)に1980年4月から2010年8月まで業務執行者として在籍しておりました。同行退職から10年以上経過しており、一般株主との利益相反が生じるような利害関係を有していません。	<社外取締役として選任する理由> 渡辺淳子氏は、企業経営者としてダイバーシティ経営、事業経営等の豊富な経験及び知識並びに企業経営に関する高い見識と監督能力を背景に、客観的かつ確かな助言と意思決定の役割が期待でき、社外取締役として適任であると判断いたしました。 <独立役員に指定する理由> 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	二瓶ひろ子氏は、当社の主要な借入先である株式会社みずほ銀行(旧富士銀行)に1999年4月から2008年3月まで業務執行者として在籍しておりました。同行退職後は2009年から弁護士として活動しております。同行退職から10年以上経過しており、一般株主との利益相反が生じるような利害関係を有していません。	<社外監査役として選任する理由> 二瓶ひろ子氏は、弁護士として培われた専門的な法律知識及び国際商事等法務関連の幅広い経験から、コンプライアンス面をはじめとする的確な助言と監査が期待でき、併せてダイバーシティ(多様性)推進の観点からも社外監査役として適任であると判断いたしました。 <独立役員に指定する理由> 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
5		<社外監査役として選任する理由> 竹中 稔氏は、監査法人での企業監査の経験と公認会計士・税理士として会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査体制の強化を図るうえで専門的な知識・経験等を活かした助言と監査が期待でき、社外監査役として適任であると判断いたしました。 <独立役員に指定する理由> 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
6		<社外監査役として選任する理由> 米山 貴志氏は、弁護士として培われた専門的な法律知識及び国際法務関連の幅広い経験から、コンプライアンス面をはじめ、知財争議、リスクマネジメント等の分野における的確な助言と監査が期待でき、社外監査役として適任であると判断いたしました。 <独立役員に指定する理由> 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

## 4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - k. 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- ※3 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員を選任理由を記載してください。